

死亡届を出された方へ(坂戸市からのご案内)

今後の市役所内での手続き等についてご案内いたします。なお、詳細については、各担当へお問い合わせください。

お問合せ先 坂戸市役所 TEL049-283-1331(代表) 【令和3年3月更新】

窓口 番号	手続き (担当課)	手 続 き 概 要	該 当	済
①	世帯主変更	世帯主が死亡された場合の世帯主変更についての基本的な決め方は、次の①、②のようになります。なお、不都合がありましたら、後日申し出をお願いいたします。 ① 配偶者がいる場合は配偶者 ② 配偶者がいない場合は子のうちの年長者		
	死亡届記載事項証明書 (市民課)	遺族年金及び簡易保険等の手続きに必要な書類です。 詳しくは、裏面3ページをご覧ください。		
②	健康保険 (健康保険課)	【国民健康保険】 ①資格喪失手続き…国民健康保険被保険者証(世帯主が死亡の場合国保加入者全員分)をお持ちの上、国民健康保険係で資格喪失手続きをしてください。 ②葬祭費…葬祭執行者に対して支給されます。支給は口座振込になりますので、葬祭執行者名義の振込先控え、印鑑をお持ちください。		
	参 考	【社会保険等】 資格喪失、葬祭費等の手続きが必要です。 手続き方法は亡くなられた方が加入していた健康保険組合にお問い合わせください。		
③-1	年 金	【国民年金】 国民年金の加入者、以前に加入がある方および国民年金受給者は「国民年金に関する死亡」等の手続きが必要になりますので、国民年金係へお問い合わせください。(年金を受けることなく死亡した場合でも、死亡一時金を受給できる場合があります)		
	(市民課)	【厚生年金等】 厚生年金の加入者及び受給者は、年金事務所で死亡等の手続きが必要です。 問合せ先…川越年金事務所(Tel.049-242-2657) 川越市脇田本町8-1(U-PLACE5階)		
	参 考	【共済年金等】 共済年金等の加入者及び受給者は死亡等の手続きが必要になりますので、手続き方法等を各共済組合にお問い合わせください。		
③-2	後期高齢者医療 (健康保険課)	【後期高齢者医療】(生活保護受給者等を除く) ①葬祭費…葬祭執行者に対して支給されます。葬祭費用の領収書か、会葬礼状の原本と印鑑をお持ちください。支給は口座振込になりますので、葬祭執行者(喪主)名義の振込先を控えてきてください。 ②亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証を返却してください。		
⑤	介護保険	亡くなられた方が「介護保険被保険者証」を持っていた場合、介護保険被保険者証を返却してください。		
	高齢者福祉サービス (高齢者福祉課)	亡くなられた方が高齢者在宅福祉サービス等を受けられていた場合、廃止の手続きが必要です。 坂戸市市民バス特別乗車証をお持ちの方は、返却をお願いします。		
⑦	固定資産税 (課税課)	亡くなられた方が固定資産をお持ちの場合、「相続人代表者指定届出書兼現所有者申告書」の提出が必要な場合があります。 相続登記の問合せ先…さいたま地方法務局坂戸出張所(Tel.049-281-0342)		
⑧	市・県民税	亡くなられた方の納税義務は、相続をされた方が受け継ぐこととなっています。市・県民税の納付について、課税課市民税係に確認をお願いします。		
	軽自動車税(種別割) (課税課)	亡くなられた方が原付バイク等を所有していた場合は、廃車や名義変更の手続きが必要です。		
⑪	ひとり親家庭等医療費	配偶者の死亡により母子家庭・父子家庭となった方が、18歳になった年の年度末(3月31日)までの児童を育てている場合、保護者と児童の医療保険制度でかかった医療費の一部が支給されます(所得制限があります)。		
	児童扶養手当	配偶者の死亡により母子家庭・父子家庭となった父又は母に手当が支給されます(所得制限があります)。遺族年金等の公的年金が受けられる場合は、支給額が減額になる場合があります。		
	子ども医療費・児童手当 特別児童扶養手当 (子育て支援課)	亡くなられた方が受給者又は対象児童となっていた場合、受給者の変更や喪失等の手続きが必要です。		
⑮	障害者手帳 (障害者福祉課)	障害者手帳及び各種サービス受給者証をご持参のうえ手続きをしてください。 医療費助成や手当を受けていた場合は、ご家族の口座のわかるものもお持ちください。 坂戸市市民バス特別乗車証、福祉タクシー利用券をお持ちの方は、返却してください。		
4 階	保護者の変更手続	亡くなられた方が義務教育を受けているお子さんの保護者となっている場合は、「保護者の変更手続」が必要です。		
	就学援助 (学校教育課)	亡くなられた方が義務教育を受けているお子さんの父又は母の場合に、学用品費や給食費等が援助される制度があります。所得制限等がありますので詳しくは学校教育課へお問い合わせください。		
2 階	農地の相続 (農業委員会事務局)	相続によって坂戸市内の農地の権利(所有権・賃借権等)を取得した場合「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」の提出が必要です。 市外の農地の権利を取得した場合、その農地所在地の農業委員会へ届け出てください		

亡くなられた後の主な手続き

表のような手続きが考えられますので、ご参考にしてください。

手 続 き	問い合わせ先	手続き済み <input checked="" type="checkbox"/>
簡易保険、生命保険の請求	契約先	<input type="checkbox"/>
預貯金の相続	金融機関	<input type="checkbox"/>
借地・借家契約の変更	家主・地主	<input type="checkbox"/>
亡くなった方の準確定申告	税務署	<input type="checkbox"/>
相続税申告	税務署	<input type="checkbox"/>
電話・携帯電話の名義変更	電話会社	<input type="checkbox"/>
光熱水費(電気ガス水道等)の名義変更	各営業所	<input type="checkbox"/>
株券の名義変更	証券会社	<input type="checkbox"/>
口座引き落としの口座変更	各引き落とし先	<input type="checkbox"/>
普通自動車、バイク等の名義変更	陸運事務所	<input type="checkbox"/>
軽自動車の名義変更	軽自動車検査協会	<input type="checkbox"/>
運転免許証の返却	警察署	<input type="checkbox"/>
ネット回線やアドレスの解約	インターネット接続会社	<input type="checkbox"/>
定期購入している物品や雑誌の解約	購入先	<input type="checkbox"/>
各種ローンや奨学金の返済	契約先	<input type="checkbox"/>

死亡届記載事項証明書(死亡届出書の写し)について

遺族年金及び民営化前の郵便局の簡易保険の手続きに死亡届記載事項証明書が必要となります。記載事項証明書は死亡届を提出した市町村で発行します。

遺族年金については年金手帳又は証書、簡易保険については証券をご持参いただくとともに、請求に来られた方(申請は親族に限ります)の身分証明書の提示をお願いします。

なお、遺族年金については死亡届出書を事前にコピーしたものでよい場合がありますので、詳しくは年金事務所へご確認ください。

また、民間の生命保険会社及びかんぽ生命用には発行できませんのでご了承ください。

坂戸市へ死亡届を出された方の死亡届記載事項証明書が取得できる期間については、死亡者の本籍地が坂戸市の方の場合は翌月の20日頃までです。それ以後はさいたま地方法務局川越支局へ請求することになります。死亡者の本籍地が坂戸市以外の場合は1年間です。

ご不明な点などございましたら、市民課戸籍係(TEL049-283-1331 内線328)へお問い合わせください。